（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）又はこの決議により禁止されている活動を実施するそのような船舶に対する監視を強化することを要請する。

14. 決議第二千三百二十一号（二千十六年）30の規定を想起するとともに、全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮へのいかなる新品の又は中古の船舶（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を防ぐことを決定する。

15. 加盟国が、安全保障理事会又は委員会によって、決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定によって課された資産凍結、決議第二千三百二十一号（二千十六年）12の規定によって課された様々な措置、決議第二千三百七十一号（二千十七年）6の規定により課された入港禁止、又はこの決議の関連する措置の対象として指定され、自国の領域内又は公海上で遭遇した船舶の番号、名称及び登録に関する情報を有する場合には、当該加盟国が、委員会に対し、当該情報、並びに、検査、資産凍結及び留め置き又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）若しくはこの決議の関連する規定で認められたその他の適切な行動を実施するためにいかなる措置がとられたかを、通報することを決定する。

16. この決議の規定が、決議第二千三百七十一号（二千十七年）8及び決議第二千三百七十五号（二千十七年）18の規定によって許可されている、ロシアと北朝鮮の間の羅津・ハサン港及び鉄道事業を通じた、他国へのロシア原産の石炭の輸送についてのみ、適用されないことを決定する。

17. 加盟国が、この決議の採択から九十日以内に、またその後は委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するためにとった具体的な措置につき、安全保障理事会に報告することを決定するとともに、専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて加盟国を支援する努力を継続するよう要請する。

18. 全ての加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）及びこの決議が規定する措置を完全に履行するための努力を倍加すること、及びそうする上で、特にこれらの決議により移転が禁じられている品目の検査、探知及び押収に関し、相互に協力することを要請する。

19. 決議第千七百十八号（二千六年）12の規定で定められた委員会の任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定するとともに、さらに、決議第千八百七十四号（二千九年）26の規定に定められ、決議第二千三百四十五号（二千十七年）1の規定により修正された専門家パネルの任務は、この決議により課された措置に関しても適用されることを決定する。

20. 全ての加盟国が、検査において特定された決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）及びこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第千五百四十号（二千四年）を含む関連の安全保障理事会決議の下での自国の義務並びにNPT、千九百九十七年四月二十九日の化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約及び千九百七十二年四月十日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分すること（破壊、機能を失わせること若しくは使用することができない状態にすること、保管、又は処分のための当該品目の原産地若しくは目的地以外の国への移転を通じたものを含む。）を認め、かつ、全ての加盟国がこれを行うことを決定する。

21. 北朝鮮を含む全ての国が、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、北朝鮮、又は北朝鮮に所在するいかなる者若しくは団体、又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

22. 決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）及びこの決議により定められた措置が、外交及び領事関係に関するウィーン条約に基づく、北朝鮮における外交又は領事使節団の活動を何ら阻害しないことを強調する。

23. 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難し、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調するとともに、北朝鮮に対し、北朝鮮にいる人々を犠牲にして、乏しい資源を核兵器及び弾道ミサイルの開発に流用することを止めるよう要求する。

24. 北朝鮮がその乏しい資源を核兵器の開発及び多数の高価な弾道ミサイル計画に大量に流用していることを遺憾とし、栄養失調の危険がある非常に多くの妊娠中の及び授乳中の女性並びに五歳未満の児童、さらには栄養不足である総人口の四十一パーセントを含む、北朝鮮にいる半数を大きく上回る人々が食糧及び医療の大きな不足に苦しんでいるとの国連人道問題調整事務所（OCHA）の調査結果に留意するとともに、この文脈において、北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を表明する。